

「宇都宮市立地適正化計画（防災指針）」（素案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和3年4月26日（月）～5月16日（日）

(2) 意見の応募者数 1名
意見数 1件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	1				1

2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、実施設計に盛り込むもの	件
B	意見の趣旨等は、実施設計に盛り込み済みと考えるもの	1件
C	実施設計の参考とするもの	件
D	実施設計に盛り込まないもの	件
E	その他、要望・意見等	件
計		1件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	B	<p>防災指針には、「要配慮者施設」についての記載があるものの、防災まちづくりに向けた取組として、「要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援」しか示されておらず、具体的な配慮者のリストや救援策、防災対策、個別の救護方法は示されていないため、要配慮者に対して、適切な対応が緊急時にできるとは考えにくい。事前にできる対策（要配慮者のリスト確認、関係者への周知、必要な要配慮者には具体的な避難時の個別対策、施設避難後の対応策）等を位置付けておく必要があるように思う。</p>	<p>防災指針の取組として位置付けている要配慮者利用施設の避難確保計画におきましては、災害時の防災体制、情報収集・伝達方法、避難誘導方法及び避難訓練の実施等の具体的な内容を定めております。</p> <p>防災指針においても、その内容がより分かりやすくなるよう避難確保計画の具体的な内容を追記しました。</p> <p>なお、本市では、在宅や施設入所等の要配慮者が安全に避難できるよう、防災指針の上位・関連計画である「宇都宮市地域防災計画」において、避難行動要支援者名簿作成等の支援体制整備や「災害時要援護者支援制度」の運用、各社会福祉施設等の管理者への安全対策徹底の要請等を位置付け、災害時に的確な対応ができるよう取り組んでおります。</p>